

## ステアリング機構の基準（概要）

ステアリング機構の基準とは、衝突時の衝撃によりステアリング機構が乗員に対して傷害を及ぼすことを防止するため、衝突試験を行った際のステアリング機構の移動量及び、乗員がステアリングに衝突した際の衝撃について一定の基準を定めたものです。

### 1. 基準の適用対象自動車

これまで基準の対象となっていた自動車（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、2輪自動車、側車付2輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度50km毎時未満の自動車を除く））に加え、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量1.5トン未満の自動車を対象とするともに、専ら乗用の用に供する自動車の最高速度50km毎時未満の自動車も対象とします。

### 2. 基準の概要

現在、乗用自動車において衝突事故等の際、運転者がかじ取りハンドルに衝突して胸部に過度の衝撃を受けないようにかじ取り装置の構造基準を定めています。協定規則第12号との整合を図るため、前面衝突によりかじ取りハンドルが車室側に過度に移動しないこと及び、頭部に受ける衝撃の許容範囲を規定する基準を追加します。

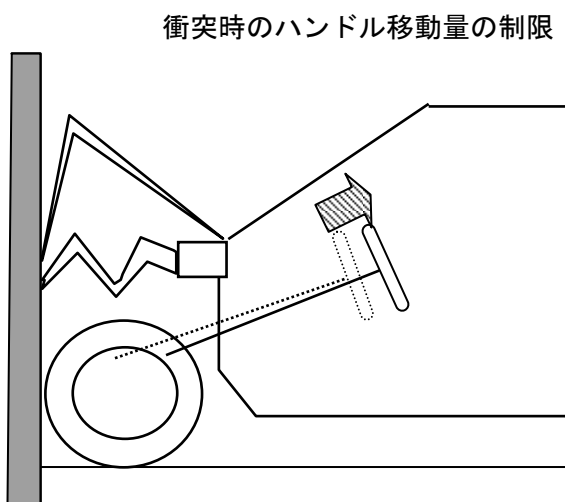
### 3. 適用時期

乗用車・・・2007年9月以降の新型車

（ただし、継続生産車については、2009年9月以降）

貨物自動車・・・2011年4月以降の新型車

（ただし、継続生産車については、2016年4月以降）



衝突時に頭部・胸部が受ける衝撃の許容範囲

